

議案第 14 号

令和 3 年度橋本市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

地方公営企業法(昭和 27 年法律第 292 号)第 32 条第 2 項の規定により、令和 3 年度橋本市水道事業会計未処分利益剰余金を別紙のとおり処分することについて、議会の議決を求める。

令和 4 年 9 月 5 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

令和3年度 橋本市水道事業剰余金処分計算書

(単位：円)

	資本金	資本剰余金	未処分利益剰余金
当年度末残高	12,695,062,705	371,321,533	123,168,599
議会の議決による処分数額	0	0	△ 123,168,599
減債積立金への積立	0	0	△ 6,158,430
利益積立金への積立	0	0	△ 24,633,720
建設改良積立金への積立	0	0	△ 92,376,449
自己資本金への組入れ	0	0	0
条例による処分数額	0	0	0
処分後残高	12,695,062,705	371,321,533	(繰越利益剰余金) 0

(注) この計算書における△表記は、減少を示すものである。

(備考)

令和3年度決算で未処分利益剰余金が123,168,599円となったため、減債積立金、建設改良積立金、利益積立金へ全額を処分します。